

後期日程

本 2021

令和 3 年度入学試験問題〔後期日程〕

小論文

教育学部
学校教育課程
幼小連携教育コース

解答上の注意事項

- 1 「解答始め」の合図があるまで問題を見てはならない。
- 2 問題冊子のほかに解答紙 1 枚と下書き用紙 1 枚がある。
- 3 解答は横書きとする。
- 4 解答紙を提出すること。
- 5 問題冊子と下書き用紙は持ち帰ること。

【問】以下の文章は、「体罰」に該当するか否かが争われていた国家賠償請求訴訟について述べています。これをふまえて、体罰か指導かの判断がなぜ難しいのか、また、あなた自身は体罰と指導の違いについてどう考えるのか、800字以内で述べなさい。

公立小学校で、他の生徒や教員の足などを蹴って逃げた2年生の男子生徒を教員がつかまえ、胸元をつかんで壁に押しつけ、「もう、するなよ」と叱った行為が、学校教育法が禁止している「体罰」に該当するか否か、が争われていた国家賠償請求訴訟で、平成21年4月28日、最高裁判所第三小法廷は、当該行為は「体罰」には該当しないとして生徒側の請求を棄却する注目すべき判決を下した[判例時報2045号118頁。以下、「本判決」「今回の判決」という]。後述するように、この判決に対しては賛否両論ありうることが想像される。

戦後、日本国憲法の下で教育基本法、学校教育法を軸として形成された新しい学校制度は、児童・生徒の教育を受ける権利及び人権保障を重視する立場から、教員に懲戒権の行使の可能性を認めながら、体罰についてはこれを禁止している(学教法11条^{*注})。しかし、他方、教育現場における実際の指導の場面にあっては、かなりの教職員ないしはその職場において、「一切の有形力の行使」が許されないとは必ずしも考えられてこなかったふしがある(それどころか、場合によっては一定の「体罰」までもが必要と見なされ、あるいは「肯定」されている部分すらあったのではないか)。事実、違法合法の問題はともかくとして、そうした「有形力の行使」は数多くなされてきたと思われるし、したがってまた他方では、それらが「体罰」に該当するか否かについて、多数の問題事例が呈示されてきたのである。

*注 学教法11条とは、学校教育法 第11条〔児童、生徒等の懲戒〕である。条文は下記の通りである。

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣が定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

〔出典〕 長尾英彦『「体罰」概念の混迷』中京法学44巻3・4号、2010年、より一部を抜粋。
(*注は、問題作成者が付加したものである。また、右の図版は、上記論文に挿入されていた資料である。)

最高裁「体罰ではない」

熊本の訴訟 二審を破棄 教師の目的・態様考慮

小学校2年の時の「体罰」をめぐって熊本県天草市の男子生徒(14)が同市に損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第三小法廷(近藤稜晴裁判長)は28日、「教師」があつたと認定して市に賠償を命じた。二審判決を破棄し、生徒の請求を棄却した。第三小法廷は、臨時講師が注意を聞かない生徒の胸をつかんで体を壁に押し当てて怒ったことを「許される教育的指導の範囲を逸脱せず、体罰にはあたらない」と判断した。

論になっているなか、幅広い影響がありそうだ。

第三小法廷は、講師の行為が「有形力の行使」で「やむを得ない」と認めたらうえで、「指導するためには」として、悪ふざけの前として肉体的苦痛を与えるために行われたのではない」と指摘。目的、態様、継続時間などを考慮すると体罰にあらず、違法ではないと判断した。

判決によると、生徒は小2だった02年、休み時間中に廊下で通りかかった女児をけり、さらに、注意した講師の尻をけった。講師は追いかけて捕まえ、洋服をつかんで壁に押しつけ、「もう、すんなよ」としかつた。生徒は食欲が低下するなどして通学できず、03年2月に病院で心的外傷後ストレス障害(PTSD)と診断された。その後、

回復して学校に通うようになったが、生徒の母親は学校側の説明に納得せず、学校や市教育委員会に抗議を続けた。生徒は05年に提訴。約350万円の賠償請求に対し、一審・熊本地裁は市に65万円の賠償を命じた。二審・福岡高裁はPTSDとの診断結果を否定したものの、講師の行為が体罰に当たるとして約21万円の支払いを命じたため、市が上告していた。(中井大助)

朝日新聞 平成21年(2009)4月28日夕刊 [1面]

最高裁 「体罰ではない」 (朝日新聞 2009年4月28日)

承認番号 (21-1751)

朝日新聞出版・朝日新聞社に無断で転載することを禁止する。